

【FdData 中間期末：中学社会公民】

[クーリング・オフ，消費者契約法]

◆パソコン・タブレット版へ移動

[クーリング・オフ]

[問題](3 学期)

訪問販売や電話勧誘などで商品を購入した場合，次の資料のような書類を，購入後 8 日以内に，特定記録郵便などで売り手に送付すれば，無条件で契約の解除をすることができる。この制度を何というか。

通知書

次の契約^{けいやく}を解除することを通知します。

契約年月日 平成○年○月○日

商品名 ○○○○○○

販売会社^{はんばい} 株式会社○○○ ○○営業所
担当者 ○○○○

クレジットカード会社 △△△株式会社

支払^{しはら}った代金○○円を返金し，商品を引き取ってください。

平成○年○月○日

○○○○

[解答]クーリング・オフ

[解説]

[クーリング・オフ]

訪問販売や電話勧誘など
8日以内なら契約の解除ができる

クーリング

グ・オフは、

消費者を

あくしつしょうほう

悪質商法か

ら守るため

に、1973年

に取り入れ

られた制度

である。訪問販売ほうもんはんばいや電話勧誘かんでんかんゆうなどで商品

を購入した場合、8日以内なら図のよう

な書類を特定記録郵便などで売り手に送

付すれば、無条件に契約の解除かいじょができる

という制度である。

契約解除通知書

私は、貴社と次の契約をしましたが、解除します。

契約年月日 ○○年○月○日

商品名 ×××

私が支払った代金は返金してください。

受け取った商品はお引き取りください。

平成○○年○月○日

○○市○○町○-○-○

氏名 ○○○○

印

消費者が自宅などに不意^{ふ い}の訪問^{ほうもん}を受けて勧誘されたときなど、自らの意思がはっきりしないままに契約^{けいやく}の申し込みをしてしまうことがあるため、消費者が頭を冷やし再^{さいこう}考する機会を与えるために導入された制度である。

クーリング・オフの対象となるのは、訪問販売や電話勧誘販売などのうち政令で指定された商品である。店舗^{てんぽ}で購入する場合やインターネットの通信販売^{つうしんはんばい}などは、購入の可^か否^ひについて判断するゆとりがあるので、クーリング・オフの対象にはならない。

※出題頻度：「クーリング・オフ◎」「訪問販売や電話勧誘などで商品を購入した場合、8 日以内なら契約の解除ができる◎」「事例選択△」

[問題](後期中間)

お母さんが、電話勧誘されて美容器具をつい買ってしまい困っていたので、A君は()日以内なら契約の解除ができる制度があるんだよ」と教えてあげた。

①この制度を何というか。②また、()にあてはまる数字を書け。

[解答]① クーリング・オフ ② 8

[問題](後期中間)

Aさんは、訪問販売で高価な英語の教材を購入してしまったが、支払いが大変で購入をやめたいと思っている。どうしたらよいだろうか。次のア～エから1つ選べ。

ア 10日以内に、電話をかけて契約を解除することを伝える。

イ 8日以内に、特定記録郵便で契約を解除することを伝える。

ウ 8日以内に、支払いをしなければ自動的に契約は解除される。

エ いったん契約してしまったら取り消すことは難しいので、購入するのが望ましい。

[解答]イ

[問題](3 学期)

次の文章中の①～④に適語を入れよ。

消費者を保護するために定められているクーリング・(①)とは、(②)販売や電話勧誘などで商品を購入した場合に、(③)日以内であれば契約を無条件に(④)することができる制度である。

[解答]① オフ ② 訪問 ③ 8

④ 解除

[問題](入試問題)

消費者を保護するための制度の1つにクーリング・オフがある。この制度を利用して、一定の期間内であれば契約の解除ができるのは、消費者がどんな販売方法で商品の購入の契約をした場合か、2つ書け。

(熊本県改)

[解答]訪問販売，電話勧誘

[問題](2 学期期末)

クーリング・オフとは何か。簡潔に説明せよ。ただし、解答文の最初を、「訪問販売や電話勧誘などで…」という書き出しで書き、解答文の最後は、「…という制度のこと。」という書き方で終わること。

[解答]訪問販売や電話勧誘などで商品を購入した場合、8 日以内なら契約の解除ができるという制度のこと。

[消費者契約法]

[問題](後期中間改)

「重要な項目について、事実とは異なることを伝えた」「消費者の不利益になる事実をわざと伝えなかった」「将来不確実なことを、断定して伝えた」「意思に反して、帰ってくれなかったり、帰らせてくれなかったりした」「通常必要とされる分量をいちじるしくこえていた」などの場合、契約締結から5年以内で、違法と気づいてから1年以内であれば、契約を取り消すことができると定めた法律は何か。

[解答]消費者契約法

[解説]

[消費者契約法]

販売業者が事実と異なる説明をした場合などのとき、
契約を取り消すことができる

しょうひしゃけいやくほう

消費者契約法は、契約上のトラブルから消費者を守るため、2000年に公布、2001年に施行された。「重要な項目について、事実とは異なることを伝えた」「消費者の不利益になる事実をわざと伝えなかった」「将来不確実なことを、断定して伝えた」「意思に反して、帰ってくれなかったり、帰らせてくれなかったりした」「通常必要とされる分量をいちじるしくこえていた」などの場合、消費者契約法の規定により、契約締結から5年以内で、違法と気づいてから1年以内であれば、契約

を取り消すことができる。また、契約の内容に不当な項目があった場合には、その部分が無効になる。



重要な項目について、事実とは異なることを伝えた。



消費者の不利益になる事実をわざと伝えなかった。



将来不確実なことを、断定して伝えた。



意思に反して、帰ってくれなかったり、帰らせてくれなかったりした。



通常必要とされる分量を著しくこえていた。

※出題頻度：「消費者契約法◎」「契約の取り消しができる場合(選択)△」

[問題](3 学期)

事業者の不当な行為により，消費者に誤った認識を与え，それによって契約したときは，契約締結から 5 年以内で，違法と気づいてから 1 年以内であれば，契約を取り消すことができると定めている。これについて，次の各問いに答えよ。

- (1) この法律の名前を答えよ。
- (2) 次の①，②で示した場合において，
(1)の法律によって契約を取り消すことができるときには○，できないときには×をつけよ。
 - ① 事業者が商品に関する重要な項目について事実と異なることを伝えて，消費者がその商品を購入した場合。

- ② 自宅に来た事業者に「帰ってほしい」と言ったのに帰らなかったため契約した場合。

[解答](1) 消費者契約法 (2)① ○

② ○

[問題](入試問題)

消費者契約法により契約の取り消しができる要件に当たらないものを，次のア～エから 1 つ選び，記号で答えよ。

- ア 商品を購入する際に，販売員が重要な項目について事実とは異なる説明をした。
- イ 店頭で商品を購入する契約をしたが，家に帰ってよく考えると不要な商品であった。
- ウ 商品を購入する際に，販売員が将来不確実なことを断定して伝えた。
- エ 店頭で商品を購入する前に，家に帰って考えたいと言ったのに帰してくれなかった。

(熊本県)

[解答]イ

[問題](後期中間)

次の事例①～③を解決するためにどのような法律や制度を活用すべきか。活用できる法律名または制度名をそれぞれ答えよ。

- ① 2年前に知人の紹介で車を購入したが、事故車であるとわかったので契約を取り消したい。購入の際に事故車ではないことは口頭で確認済みである。
- ② 自宅に訪問販売員が来て、1時間以上浄水器の営業トークを聞かせられ、根負けしてしまい、購入してしまった。契約から5日間が経過しているが契約を解除したい。
- ③ オレンジジュースの中に入っていた異物によりのどを負傷した。製造した企業に損害賠償を求めたい。

[解答]① 消費者契約法 ② クーリング・オフ ③ 製造物責任法(PL 法)

[解説]

① 消費者契約法は、販売業者が重要な項目について事実とは異なることを伝えたなどの場合、契約締結から 5 年以内で、違法と気づいてから 1 年以内であれば、契約を取り消すことができると定めている。

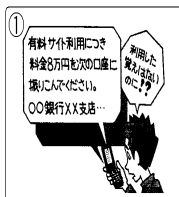
② クーリング・オフは、訪問販売や電話勧誘などで商品を購入した場合、8 日以内なら書面によって契約の解除ができるという制度である。

③ 製造物責任法(PL 法)は、製品の欠陥によって消費者が被害を受けた場合、企業に過失がなくても被害者の救済を義務付けている。

[悪質商法]

[問題]

近年、様々な悪質商法による被害が出ているが、次の①～⑥の図はそれぞれ何というか。下のア～カから1つずつ選べ。



ア マルチ商法 イ 無料商法

ウ ネガティブ・オプション(送りつけ商
法) エ アポイントメントセールス

オ インターネット通販のトラブル

カ 訪問販売のトラブル

[解答]① オ ② カ ③ イ ④ ア
⑤ ウ ⑥ エ

【各ファイルへのリンク】

社会地理

[\[世界 1\]](#) [\[世界 2\]](#) [\[日本 1\]](#) [\[日本 2\]](#)

社会歴史

[\[古代\]](#) [\[中世\]](#) [\[近世\]](#) [\[近代\]](#) [\[現代\]](#)

社会公民

[\[現代社会\]](#) [\[人権\]](#) [\[三権\]](#) [\[経済\]](#)

理科 1 年

[\[光音力\]](#) [\[化学\]](#) [\[植物\]](#) [\[地学\]](#)

理科 2 年

[\[電気\]](#) [\[化学\]](#) [\[動物\]](#) [\[天気\]](#)

理科 3 年

[\[運動\]](#) [\[化学\]](#) [\[生殖\]](#) [\[天体\]](#) [\[環境\]](#)

【FdData 中間期末製品版のご案内】

この PDF ファイルは、FdData 中間期末を PDF 形式(スマホ用)に変換したサンプルです。製品版の FdData 中間期末は Windows パソコン用のマイクロソフト Word(Office)の文書ファイル(A4 版)で、印刷・編集を自由に行うことができます。

◆FdData 中間期末の特徴

中間期末試験で成績を上げる秘訣は過去問を数多く解くことです。FdData 中間期末は、実際に全国の中学校で出題された試験問題をワープロデータ(Word 文書)にした過去問集です。各教科(社会・理科・数学)約 1800～2100 ページと豊富な問題を収録しているため、出題傾向の 90%以上を網羅しております。

FdData 中間期末を購入いただいたお客様からは、「市販の問題集とは比べものにならない質の高さですね。子どもが受け

た今回の期末試験では、ほとんど同じような問題が出て今までにないような成績をとることができました。」「製品の質の高さと豊富な問題量に感謝します。試験対策として、塾の生徒に FdData の膨大な問題を解かせたところ、成績が大幅に伸び過去最高の得点を取れました。」などの感想をいただいております。

◆サンプル版と製品版の違い

ホームページ上に掲載しておりますサンプルは、製品の全内容を掲載しており、どなたでも自由に閲覧できます。問題を「目で解く」だけでもある程度の効果をあげることができます。しかし、FdData 中間期末がその本来の力を発揮するのは印刷ができる製品版においてです。印刷した問題を、鉛筆を使って一問一問解き進むことで、大きな学習効果を得ることができます。さらに、製品版は、すぐ印

刷して使える「問題解答分離形式」、編集に適した「問題解答一体形式」、暗記分野で効果を発揮する「一問一答形式」(理科と社会)の3形式を含んでいますので、目的に応じて活用することができます。

FdData 中間期末の特徴(QandA 方式)

◆FdData 中間期末製品版の価格

社会地理, 歴史, 公民 : 各 7,800 円

理科 1 年, 2 年, 3 年 : 各 7,800 円

数学 1 年, 2 年, 3 年 : 各 7,800 円

ご注文は電話, メールで承っております。

FdData 中間期末(製品版)の注文方法

※パソコン版ホームページは, Google
などで「fddata」で検索できます。

※Amazon でも販売しております。

(「amazon fddata」で検索)

【Fd 教材開発】 電話 : 092-811-0960

メール : info2@fdtext.com